

化学物質管理

基本的な考え方

考え方

TOPPAN グループでは、化学物質管理に関して以下を基本的な方針としています。

原則、有害な化学物質は使用しません。ただし代替技術が存在せず法的に使用が認められている場合には適正管理し、削減・代替に努めることとします。

把握対象は事業活動において存在する全化学物質とし、事業者としての化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止することに努めています。

取り組み

活動実績・データ

TOPPAN グループでは化学物質による環境負荷の低減に向けて、化学物質の使用量削減に取り組んでいます。具体的には、優先的に削減に努める物質・用途を定め、使用量の削減とより安全な物質への代替を進めています。購入する材料、資材に対しては、国内外の化学物質に関する規制、法制に基づく原材料に対する含有を禁止あるいは制限する物質のリスト「原材料含有化学物質管理基準」を設けており、全てのサプライヤーにこのリストに基づく化学物質管理を要請しています。このリストは定期的に見直しを行い、管理を行っています。

さらに、凸版印刷株式会社ではPRTR 法対象化学物質の中から特に有害性の高い化学物質を「高リスク化学物質」と指定してリスト化し、それら化学物質を含有する製品の使用を原則禁止しており、このリストも毎年見直しを行っています。合わせて各事業所においては化学物質の管理手順を定めることで、適切な管理を実施しています。

また、VOC については排出前に必要な処理を行うことでその排出濃度、量が適切であるように管理するとともに、使用量の低減に向けた活動を進めています。

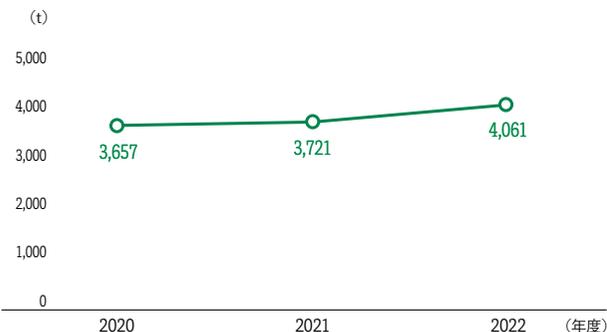
 TOPPAN グループ原材料含有化学物質管理基準 Ver4.8 >

<https://www.holdings.toppan.com/assets/ja/pdf/about-us/our-corporate-approach/chemical-components-of-raw-materials-v4.8.pdf>

関連データ

活動実績・データ

VOC大気排出量 グループ会社含む国内事業所



PRTR指定化学物質 量 グループ会社含む国内事業所

(単位:kg / 年)

PRTR 番号	化学物質名	取扱量	排出量 (①+②+③)			総移動量	
			①大気	②水域	③土壌		
20	2-アミノエタノール	62,863	653	0	653	0	26,879
44	インジウム及びその化合物	1,387	0	0	0	0	2
53	エチルベンゼン	12,000	206	206	0	0	441
71	塩化第二鉄	2,121,289	0	0	0	0	2,074,205
76	イプシロン-カプロラクタム	2,108	0	0	0	0	272
80	キシレン	46,246	378	378	0	0	447
87	クロム及び三価クロム化合物	20,742	9	0	9	0	14,084
88	六価クロム化合物	11,621	0	0	0	0	1,356
151	1,3-ジオキソラン	18,785	188	188	0	0	3,103
213	N,N-ジメチルアセトアミド	3,773	340	340	0	0	604
243	ダイオキシン類(mg-TEQ)	1,095	11	11	0	0	1,084
245	チオ尿素	2,100	2	0	2	0	2,098
272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	312,935	41	0	40	0	94,410
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	80,370	2,766	2,766	0	0	6,636
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	9,019	553	553	0	0	1,519
300	トルエン	630,503	40,267	40,267	0	0	57,793
308	ニッケル	11,248	0	0	0	0	0
309	ニッケル化合物	6,711	4	0	4	0	3,943
374	ふっ化水素及びその水溶性塩	7,341	350	10	341	0	5,503
392	ノルマル-ヘキサン	1,328	13	13	0	0	219
411	ホルムアルデヒド	12,128	23	23	0	0	1,646
412	マンガン及びその化合物	2,964	173	0	173	0	2,042
438	メチルナフタレン	14,281	71	71	0	0	0
448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート	35,694	0	0	0	0	0
	合計	3,427,435	46,040	44,816	1,224	0	2,297,201

(注) 算定期間:2022年4月1日~2023年3月31日
 集計対象事業所:第一種指定化学物質の年間取扱量が1.0t/年以上の事業所(特定第一種指定化学物質については0.5t/年以上)
 総移動量は廃棄移動量と下水道移動量の合算値

※ 第三者保証対象指標には を付しています。